

小売業者の引取・引渡の適正化の 検討について

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
第11回合同会合

平成19年7月30日

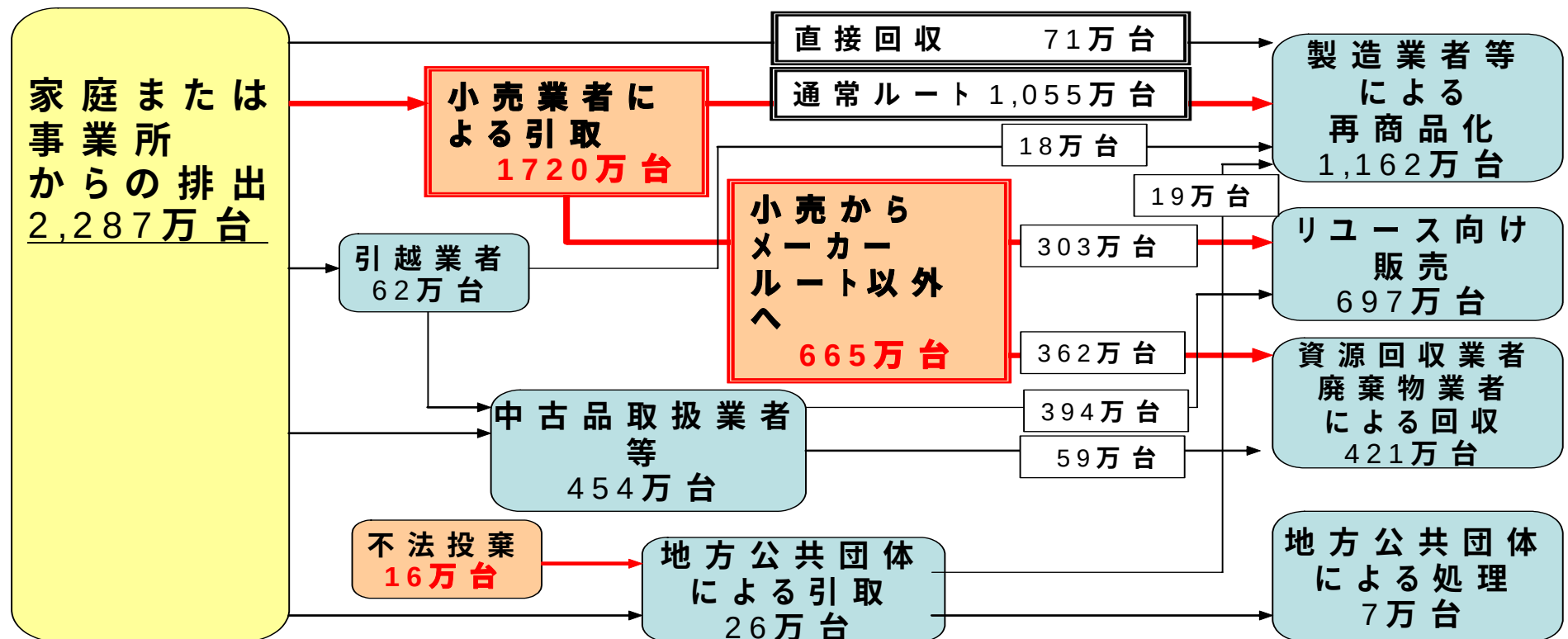
目次

- 1．小売業者による透明性の高い引取促進の必要性について**
- 2．小売業者による引取促進のための方向性**
- 3．消費者に対する引渡利便性の向上方策**
- 4．小売業者による適正処理の信頼性確保方策**
- 5．リサイクル・リユースの仕分け指針の必要性**

1. 小売業者による透明性の高い引取促進の必要性について

- 使用済家電の7割以上（テレビ以外は約8割）が小売業者により回収されており、買換時の引取慣行を利用した回収体制は想定通り効率的に機能。（法制定時の予想とほぼ同じ）
- **小売業者による使用済家電引取の促進とリユース・リサイクルの正しい選別が制度の根幹であり、製造業者等によるリサイクルをより拡大するための最も重要な対応策ではないか。**

（平成18年に行ったアンケート調査等をもとに推計）



1. 小売業者等による透明性の高い引取促進の必要性について

- 小売業者に引取義務のない廃家電の適正リサイクルを確保するために、自治体回収などの廃棄物処理法ルートが補完的に存在。
- 使用済家電の有価物としての売買ルートも存在。
- 廃棄物処理法ルートも有価物ルートも合法であり、消費者による選択が可能。
- ただし有価物ルートについては、小売業者以外の回収業者や輸出業者等による引取後の処理実態が不透明で、海外における環境汚染（E-Waste問題）等の懸念も指摘されている。

合法的な排出ルート (消費者による選択が可能)	当該排出家電の代表的な回収流通形態	処理の実態
家電リサイクル法ルート	・小売業者が、消費者からリサイクル料金を回収して引取り、製造業者へ引渡す。 ・消費者・事業者が、製造業者へ直接持込んでリサイクル料金を支払う。	・製造業者による適切なリサイクル
廃棄物処理法ルート	・自治体等が回収・処理。 ・事業者が廃棄物処理業者等へ処理委託	・廃棄物処理法の処理基準に基づいた適切な廃棄物処理（リサイクル基準有）
有価物ルート	・小売業者・回収業者が消費者から買取り、中古品販売事業者や輸出業者等へ転売。	・リユース販売 ・輸出先国での処理は不透明

国際資源循環や資源価格の動向によっては、将来的には有価物流通が拡大する可能性もあることから、有価物ルートについても小売業者による透明性の高い引取を促進することが望ましいのではないか

2. 小売業者による引取促進のための方向性

- 前述の通り、一般家庭からの使用済家電については、消費者による引渡先の選択が可能。
- したがって、小売業者による引取を促進するためには、現在の買換時の引取慣行以上に、消費者が使用済家電を小売業者に引き渡すようになる取組が重要ではないか。

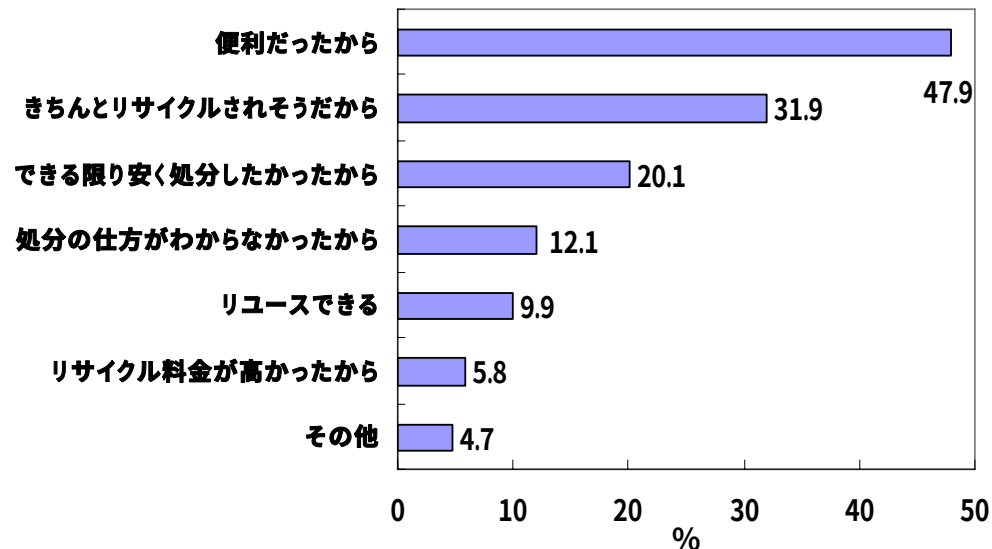
消費者アンケートによると、小売業者による引取促進のために重要な方向性は、



① 消費者の引渡利便性向上

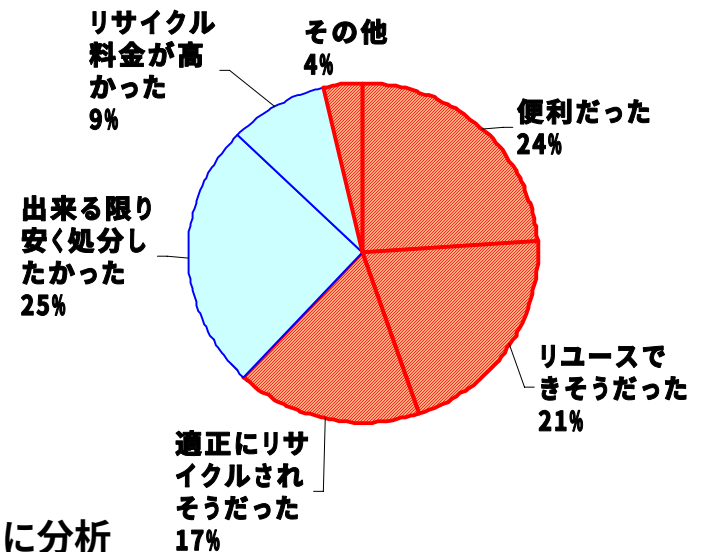
② 小売業者による適正処理への信頼確保

【全ての消費者の廃家電排出先選択理由】



(※) 前回合合会合資料の消費者アンケート調査を参考に分析

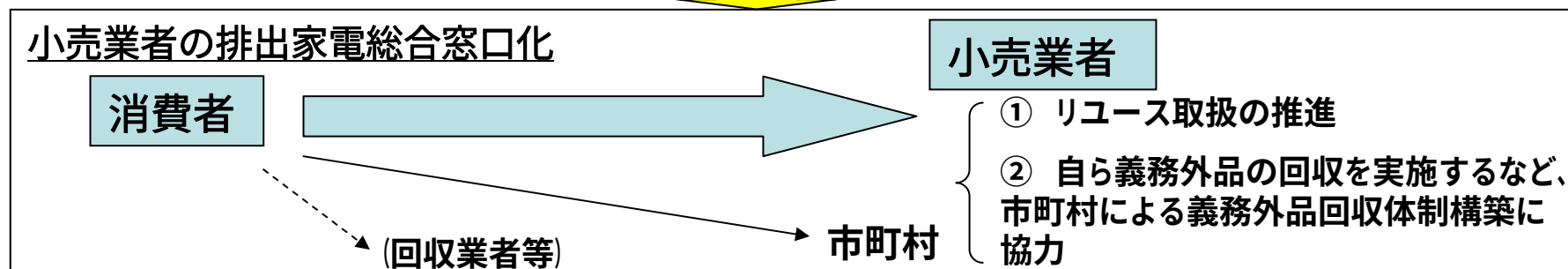
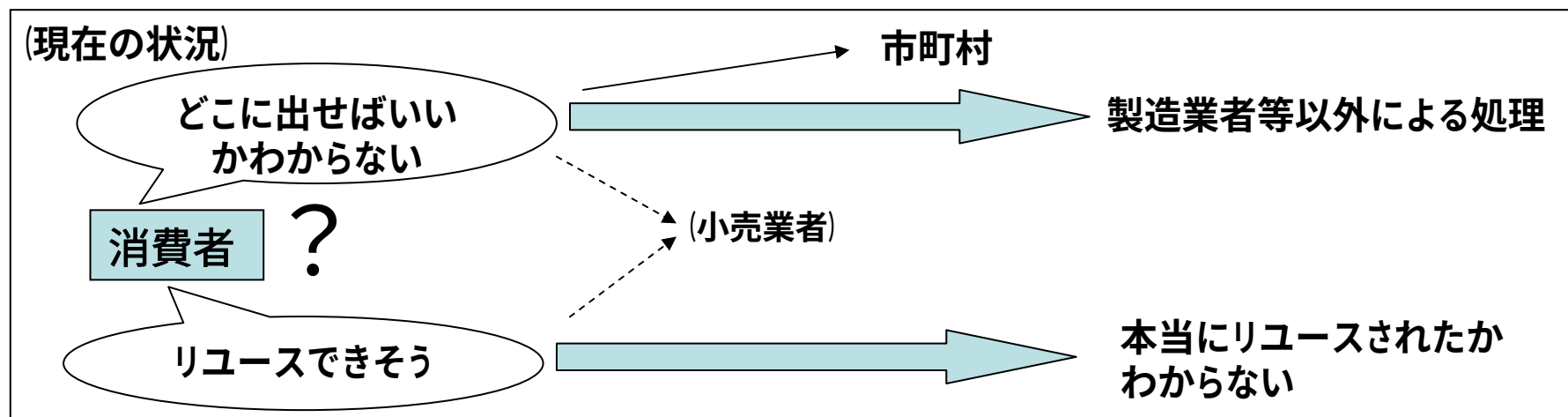
【小売業者以外 (回収業者等) へ引き渡した消費者の排出先選択理由】



3. 消費者に対する引渡利便性の向上方策

- 小売業者を使用済家電の排出先に選んだ消費者のうち、「リユースできそうだったから」と回答したのはわずか1%であり、小売業者によるリユース取扱を促進すべきではないか
- 小売業者に引取義務が課せられていない廃家電についても、消費者の排出利便性を高める観点から、小売業者による引取を促進すべきではないか。

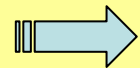
⇒ 小売業者の排出家電総合窓口化



※ あわせて、消費者に対して、リユースや義務外品の廃家電引取を積極的に行う小売業者の存在について周知が重要。

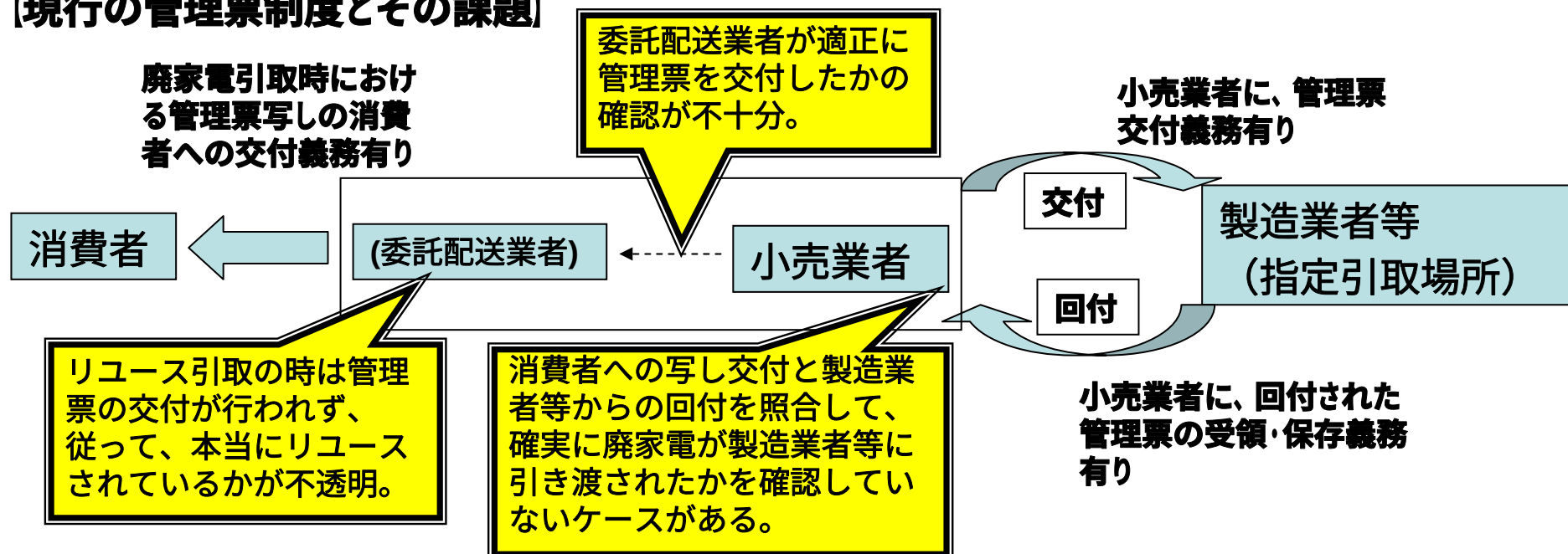
4. 小売業者による適正処理の信頼性確保方策

- 小売業者による製造業者等以外への不適正な引渡違反が、制度が定着した現在においても続発している。
- 現行の小売業者に対する管理票制度では、
 - (1) 委託先の配送業者が適正に管理票を交付したか
 - (2) 管理票が交付された後、製造業者等に確実に引き渡されたか
 - (3) リユースとして引き取った使用済家電が本当にリユースされているかについて、小売業者による照合・確認が不十分である。



リユース引取の場合にも引渡先等のトレースを可能にするなど、小売業者とその委託先配送業者による引渡義務違反防止のためのチェック体制の強化が必要ではないか

[現行の管理票制度とその課題]



5. リサイクル・リユースの仕分け指針の必要性

- 小売業者による引取と適正処理を促進していくためには、小売業者が適正にリサイクルとリユースを仕分けることが重要。そのためには、小売業者の適正な中古品（リユース品）販売業者への引渡についての指針が必要ではないか。
- 産業構造審議会の消費経済部会製品安全小委員会では、消費者に対してより安全・安心な中古品の販売に努めている中古品販売事業者を自律的なメカニズムによって認証するシステムが審議されており、その認証基準は家電リサイクルにおけるリサイクル・リユースの判断基準の整理の議論においても、一つの参考になるのではないか。

(参考) [中古品安全・安心確保プログラムにおける、「中古品販売事業者の認証に関するチェックリスト(案)」より抜粋]
(現在、パブリックコメントの募集中(期限は8月2日迄))

- ✓ 点検行為に必要な検査機器が装備されている。
- ✓ 点検行為の責任者が置かれている。
- ✓ リコール品又は法律に基づく回収命令等の対象製品であって所要の改修がなされていないものを販売しない。
- ✓ 取扱説明書を添付している。
- ✓ 適切に清掃を行っている。
- ✓ 中古電気用品については、外観検査、正常作動検査、絶縁性能検査を行っている。
- ✓ 検査に合格しない中古品は、適切に廃棄／リサイクルするか、修理を行った上で販売している。
- ✓ 取扱説明書に記載されている付属品がそろっていることを確認している。そろっていない場合は、その旨を示した上で販売している。